攝陽落穆集

貳

イ13
578
2

門 1 13
號 578
卷 2

攝陽落穂集大成

四之巻

一西成郡生野村境
一大坂二ヶ所
　幷 伊勢村意朔義出張
一江戸京所
一京橋明地
一京橋川魚市
一大江の浦
　幷 大江の橋
　　國府のまつ　渡辺の橋

東洲閣

一 波迦樓の岑
　并 床の尾　八牧屋の岡
一 八牧屋
　并 十日宿
一 紙　場
一 元　鞍　所
　并 弓鑿掎兵振庭　下鞍屋濱
一 圓　新御靈
　并 多孔波御の樟樂
　　津村の柳　柳蔭の文
　　四免ぶ淵

一 津村御坊
　并 中右御堂与門岡　約鐘銘文
一 雜　波御堂
一 久古良所
　并 久宗寺所
一 屋摩神社
　并 石所御旅　神宝目録
　　長延弓掎所（掎岡長隆寺の奇話）
一 偽労所稲荷社
　并 重屋所神楽古波
　　二年去弓攻坊所

一 初瀬所
一 北変所の金鼓
一 安堂寺所
并 陸うけの地蔵
一 地所業沙堂
并 芦刀の池 美の塚
東の橋 三体橋

大正十五年二月
紀伊徳文部氏寄贈

摂陽落穂集大成 巻之四

東生西成郡之境

摂州東生郡之今の昔所郡東例より東と
西成郡之昔所郡西例より西と以
初巻にも著すごとく

東生郡の内小坂村
と以て一村の名を称して此辺北より南へ
山岳の形
なり東高く西低くして地面坂のごとく故に後世
大坂と唱ふ 市店世業土地日増に繁昌す
人家西成郡よりすでに富を東へ移す
また上所と唱ふる東橋から大坂は入金城の辺より
西へ東橋より東へ廉橋 中所橋農人橋

坂筋を指して此所を古より住吉大江の岸のと
すぐるなり又東坂より西の船場の地より所を坂
なして岸毎なりしに船場に上所と云を東坂と云
船場より東に有り又東坂上所より西なり
上所を北に云なり

同じく或人大坂と書よ坂の字の差別あり坂を
土篇に反なりと書時は去なれば忘なり

同出度に中篇に書度なり

○大坂二郷天満

大坂を分て二に水路南北天満北天満を南中島の地と今土地
ども大坂を二郷にして天満を南中島の地と今土地

整昌して大坂より所続なれば北を西国
まで天満市場の辺より家建なり村毫の口号なり
大坂の解と天満の解と競べて天満の
解を大坂なりと天満の解を大坂の形なりすなわち下略
かなりの中に今は業の口碑に残りまた万治天和
年間の絵土仲勢村意翁の連歌に
漕出す俗なり船の船頭
天満の神なりとなり
大坂を二分ッ 小南
念仏いなり宗旨
数を未なり 縁起 下畧

武人共の意趣為と云て大坂勢年寄伊勢村氏
の中と云人（南北市場の事也）一十日 他国でも意趣為と云て大坂
に住して主人の連合と名乗る宗旨の天和の名集
万治の百人一句寛文の奇伺等を出す事を禁止
享保九年辰三月大坂大火の節 御公儀様
御帳面の写と云ふ
大坂 三百三十八町
大坂家数 六千弐百四十七ヶ所
大坂竈数 四万七千八百五十軒
天満 七拾町
天満家数 三百八十ヶ所
天満竈数 三万三千四百五十三軒
かくのごとく分ちたり

○ 所 原 町

京海原の堂辺の入口より坂本町野田町と云
る所と云て大和路の筋通り小例のかたち
町京橋より東と所桐東市正の屋敷辺の通
所桐町と呼ぶ今所と略して
所と云和品筒井家の屋敷辺を順麦町
城久左衛門の屋敷辺を久左衛門町と呼ぶ
豊臣家御至世より群来の諸侯の宿を求の名を
数人多く枚挙すること遠からず

○京橋明地

享保八卯年京橋壱千間の所家と屋敷古屋敷の所の裏へ移さる一丁目より当時所家なく明地となり居申候京橋所の名ばかりにて京橋の明地と唱へ加賀屋良の塀を田沼主殿頭屋敷と成る

○京橋川奥市

金城の小京橋の辺より毎朝川奥の市立り元禄のころ雑魚橋の結もなり

まず奥荷者あり雑と持ちふる荷主と米一表の市立と辯と二番とし鰻鱺鱧と三番とし泥亀の市立ると代ゆめ多例と安藤の流れ抜毎坪の内ぶり人と泥亀の間も合なるゆえ代奥市ゆえ初発しゆめる佃村大和田村の漁父ホ地市場へとまでと居とあるよ別して雑の荷のまと仙せられ米一番の市より出し為なり物ゆえ汚の明ざる荷まと代とと主来りくるとや泥亀の市も絶まび北の迷宗と唱へて泥亀の万まさへ合なと云ゆえ今いまの名目

○大江浦

大江のまと大江の岸大江の橋ゆえ松前より旅まる名所なまでも今も所もさるなまで今の意仮新清水市城のあなりの恵

名を西京城廻り上古舟文の体裁にて
京時を山科の童坂と紙を西京に帰京の時を加分
らで大和路を経て竜田紙より代大江の
岸を泊りしを岸を廃して一代を一度に仮屋を
立て武大江殿といふて法皇なを有ることを
それを今の新清水寺の山号を有栖川山と云
ふも舟文の舟場所なるを御祓川なりて
有栖川と号せり洛西清滝川文の舟文加茂
紫野の舟橋もこれ御祓川なて名を有栖川
といふ代所の名も例に准ずれば初めんに名を
久しく知ることなり知るべし人もまた

波多や大江の岸にて中ごろ
雲のまこと伏する体の山の形
中ごと波辺の橋といふ名所方角抄云ことは雖
波の辺天王寺の小一里流川の東之今を橋柱本
に昔の中代文は熊野の一の皇子の古墳之
多舟より年々くずれて代皇子のごとなるが
なり又川橋といふ所を川庭大江の岸なる
いふ所なるを代院ごとまで宗祇の時分絶り
ごとなり一院大川舟天邦橋の古名を渡辺橋と
以川下より加年を今の渡辺橋を渡世を造り
新渡辺橋中ごと大江橋と呼ぶも今の大江

橋と称するは中古より橋の名あり（来も也）世
を経て近世より國府の渡しといふあり一名瓶江の
渡しとも云ふ古事記に橋の成住吉天皇の出張
して須田の橋を渡ると云ふ人家数十軒ありて中ごろ
武変して今人家数ケの新橋と云事渡を田裏橋大江橋
渡の橋なりと云ふ（の橋）ありて名
と称して名付ること（の）なり渡辺の橋今の
天神橋の辺りなりかの古高なり川を百六十
間ばかり（今の天神橋長百五十間）享保の比迄辺りに古代
橋柱五六本残り出せり（なり）と是往古の渡辺

の橋柱なり（）武人いふ生玉の庄内より石山御坊
辺り迄今の渡渡所の辺東横堀より西りに大
江の橋と云ふ（）此辺大江の浦と云ふ

○渡辺楼の岸

渡辺楼の岸と云ふ（）知りがたし（）人（）と
云り武人云かの源義経と摂津京時逆櫓の論
を聞せし所の（）論の岸なるべし（）是今の
八軒屋の辺り大江の岸の東（）曲りて今の
天満宮の脇寺より辰巳の方と床の尾と云て是
摂津京と逆櫓の論を聞せ（）時を櫓の末を伐
り捨て

○八軒屋

上古の大江の岸なりし今の住吉海辺より東へ西の岸の堺と云へり並木の松より少東へ入り安部堤と云へり堤屋所節と北へ八軒屋の曲りまで雑古大江の岸と云へり紀貫之土佐日記に十日宿と云へり狭山の八軒家の古名なり紀氏の地と知るべし　御治世の後代に八軒家と云ふを旅籠屋八軒軒と並べて立つ故に名付けしや寛文元辛丑歳六月改正の大坂の図と

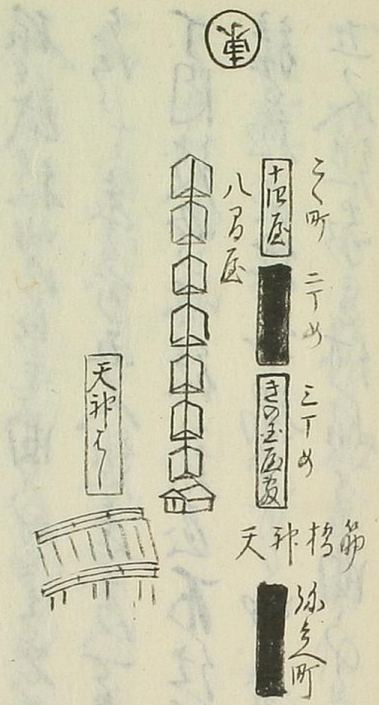

文亨十九年に延宝七年上木の難波鑑及び元禄九年出板の摂津難波志も八軒屋とぞや十一軒長町とぞや十軒とぞあり世俗の家数も八軒屋の家数なれば十軒とぞあり

図に云へる大坂御住吉の図は

[illegible]

一八軒屋長所猪熊屋所中渡猪熊屋
人宿仕候儀後先年御法度之旨所〻業り来
[illegible]

一天保八軒屋長所表向之者賣屋
出し一円猪熊屋仕候渡人宿之儀
相成候旨曲〻之旨左様之宿御
[illegible]年五人組
丁目渡世味猪熊屋
猪熊屋仕候
五人組[illegible]

一[illegible]猪熊屋宿仕候儀八軒屋
長所〻者[illegible]
[illegible]

右之通相賣中[illegible]向後不依[illegible]猪熊屋
人宿仕[illegible]
[illegible]猪熊屋仕
[illegible]五人組[illegible]
仕[illegible]

万治二年[illegible]

○ 船場

舊地考云今の船場(センバ)と云ふ地は中古までも

其津の湊なりしに古図にて知る近郷の人も
なを此所を船場（センバ）と称せしを浄瀬の坊（ニハ）
といふなるべし　一云　東廣志に云　船場又戦場
とも書ども正字洗馬なるべし　俗にセバといふ所
あり是も洗馬之大坂の洗馬は　豊臣家の時外
廓洗馬の地之施しよりかくセンバといふ　按るに
京都八条不動堂其挿本坊の内也とまして　センバ
といふ文字偏湊の地はセンバといふ号をなして
叶ひなりや　大坂のセンバ往古の地形を今の如く
平地ならしども谷などありしや　唐物町を
唐物町となるも世の中ぞもまた名存せり其町の

繹着も舊きを名として昔あのまま地形にて道
とぞ

○元靱町

此浜より六筋目元靱町此辺往古は塩魚の市
場なりしが　是を問御主殿の御時此辺は海辺
形ありしが塩漁と大網にヤスして　と呼しと
此所は往古矢洲と云て靱のかたちなりしと御悦なりし
より此辺を靱がほと唱へ元和頃後も元靱といふ
西へ三丁夫より元天満三丁　佐ろ人町　二丁長濱町
錦町一丁目其後新町二丁目と元禄の難波丸に
見へてより南時此通りと其後町すぢなりては佐ろ人町

節とも唱ひまでも呉服所さん毎横節より西へ
波辺節まで之往古之辻より辻中ごとに千と唱へ町
名も委く弱りくん毎横節より淀屋橋節之
伏見所といへ淀屋橋より淀屋橋節中ごと呉服所と
いへ淀屋節より波ヶ節中ごと錦所と唱へて於て
此通り紺布の者人数を並べ之の張客代而
来りて繁昌なりしが之後寛橋通て之井
筒山岩城伊豆守ごの屋敷呉服店といへ
ヶ所変の御使人所呉服所錦所の呉服物
其他諸色しまり右之所より若輩の者の返答
計呉服店の造作多り日ごと店を記

して高円を初め其他京来寛橋通て場所物
まりしに花屋多の店陽りの大坂中といへよ
不及之品の張客も此変詳之来りいまし伏
見所呉服所の紺布店之衰微成り今の伏
見所といへ往古の町十弐丁目中之今橋一丁目
二丁目の辺を下鍛屋所といへて元禄の頃でも下鍛
の職人多く住て小濱中で家を居る明地今之
も中橋節の濱を下鍛屋濱と唱へて古名残之
中之中橋まで町といへ眼療所万屋安徳店
宅今まで残る　寛文天五の小さ所と世話十番之所と
いへ之五番の万の横所迄名つく

○圓新御河靈

津村新御靈の社を祭神稚倉橋五瑞神系改の
号と一説に昔津村の某と云ふ人出でて武勇を
御に諸国を巡りして軍術の奥旨を極む相種
を取りて一流を系改の社を建て神殿を通常を時
神祭ら武勇を感じて宛して支持法雖波の
物地を献じ奈良に我中を祈願を汝を擁護せん答て云
何を以て證とせん曰抱上を神幣にせん曰且元く
尾を以て示して神幣にせんと願ひ
津村を改りて義役と造り神幣を納めて是を
系改の御霊の初め御霊大明神と称
号あり毎年九月廿七日神系神湯の式行津
村の土人を居神と又六月十七日夏神系を系
中行を世安永九年公命ありて神樂法法
を改め尾を
社を南尾所筋西へ西へ行て新天満橋を
渡り小へ京所城南側を西へ北伊丹橋を渡り
すぐに小へ江戸堀阿波殿橋南づを東へ
西へ行り筋遠橋を渡り高麗橋筋を渡る
橋すぢを西橋南づを西へ八丁堀より御
系取を川筋を土佐堀を西へ川口を南へ
行り住吉所御旅所へ還御を中之川筋

渡辺橋の渡し（長柄丈より橋脚と唱へ来る所
また丈ともあり社へ入る
圓満社を社内となり今の北辺を津村といふ古名
荒墓江と云ふ西平野の名を津村
御堂と云ふ是より小御堂の社の名を津村六所と
又日（津村東の所 日吉の所 日中の所 日西の所 日渡の所）御堂の社地を
井所となり中古石加津和坂城を毘井原彼方
義経の地なり（此）
柳なり往昔法師が猛勢彼地より津村の
げよ社を柳堤の名を上古なり
弟来も柳を植てしの橋供養の旧記
尺てこの宗祇法師の
柳陰荒てて杖引清水式
とゝもとゝも世人の柳とゝを
渡辺や津村の名の柳うゑ
なりしも御代の春のゆふ
橋供養五京の詠あり
の光雖と枯失せり
而も世ごろ御堂の社地の西渡辺筋の水辺を
名所の測と旧名なるや清水の流を
も世辺なんを今は石橋を以て先の橋とす
まとゝもとなり実誠ちの業淀出来を弘法大師

一刀三礼の御本尊を奉安致候

○津村御坊

西本願寺末北御堂後所より南浄光所まで
往古の寺内にて津村の御坊と称長七年より開山
より十二世准如大僧正の御建立より此地に
つゝ成せられたる十一世弘如上人の御子三人御
出一 光壽教如上人 東本願寺祖
出二 彼証如上人 真宗寺祖
出三 光昭准如上人 西本願寺祖
御子弘如上人御年五十歳にて文禄元年閏月
廿日より法遷化あり其後慶長七年より東西ふたつに
分れ世にふたつの社頭御建立ありて御堂の繁
昌日々にまさるまゝ西と東と称し東本願寺の双流庶化
の功績を称し歌迦の二尊御像八寸度の古来秘
仏にて世に生の数を御家相乗の吉祥歳と生
世に稀なる霊仏なりと世に其如上人の法孫
南無と以て二りにて花咲て
ひらけ仏の御誓願
元禄七戊年協門と南無阿弥陀仏の浄光
所本願寺堂の内陣に成北の仏壇寛文の大坂図
を以て摸写

あづち所　十丁ノ　十一丁ノ

西本願寺

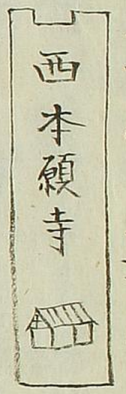

びご所　十丁ノ　十一丁ノ

今度御堂ふるく地形ひろく堀門せばくして殿入諸檀所力の功と真しくてをそれ御堂造営のゆゑ
ゆりあるを指図の絵様慶長の古絵の墨絵の男女ともに風俗頭りよくて法威の体揚りあるを
堀門をこの所後近六十間安土所にて間と号して人家と賞所とをかねてたちをはすことたゆめて
恵ち門の方換南北七拾弐間五尺五寸　東西七十七間弐尺三寸之比坪数八千六百七十七坪　地形く築

なげ手八人所神元禄七年二月十六日棟梁くすす
御堂の方ゆ拾六間一尺手拾行十九間梁行十七間
坪数合三百廿二坪　上段坪数百六坪
下縁五十六坪　合弐百六十六坪　上縁坪数百六坪
御鐘ゆ六間　拾四古御堂ゆ古対面所くゆ地くゆ引セ
ゆ九尺二枠人夫費雇等共の掛り古今の再目と
弱ゆ有り
元禄二年秋八月新調の鐘と鑄ゆ共の銘文
左ゆ記ゆ

摂阿津村御坊鐘之銘

物之興廢、固有時節、因縁此人力之所能牽、故因縁必以時節而熟、時節還依因縁而到、若會時節、則無事不成、苟無因縁、則無事可成、矣原夫、捕別難津、之精舍者、先哲信證院蓮如、草創、歴代護持、

壇場也、摸浄刹之風範、豊衆園之宏制、祈國家天長増幽明景福、自尓以来、既室星紀、樓檐門墻漸向朽壊、于是起結縁之素意、頼勤力之厚志、元禄壬申、土木創業、已卯秋、天斧斤、終功、金石珠玉之飾、幡蓋繡畳之粧、尽巧窮美、

新搆佛閣盛弘道教深湛智
水鎮周覽華而今視故所懸
之鐘響裂已甚旦暖旦噎不
是靈場之缺典乎是以重命
冶工稾篇功成巨鏞出型清
韻高振希聲遠徹異器秀靈
異用浩溥而首無尾之妙義
感通不匱耳根解脫豈不由
此哉上之於高樓以為伽藍
之寶器矣舊無銘紀敬信徒
衆託廳務請銘於予不能辭
拒乃為之銘曰

難波靈區　南陽向榮
基鎮國邑　門瀕府城
德威日躍　金容玉瑩
善緣出手　華鐘新成

樓上改観
山肩崔巍　亘陰亘晴
海月泓澄
早晩鼓節　遠近傳壱
毎説實相　迷夢忽驚
劔林得脱　鑊湯休烹
施斯福用　遍照昏盲
延逮沙界　俱入無生
元禄辛巳秋壬八月五日　適堂

○難波郷　堂

東本願寺の御堂小久方所より少久方所まで
凡二丁　薙列府志に文永九年親鸞
上人の出家女房伝に応永又上人遷化の後十一年よ
東山大谷にあらしこと建立しまゐらせ
長の院　八十九代　伏見院　九十一代　御文帝より勅願
寺の宣旨を賜りて後山科の東北村に移り
此時叡山の院志に
中略　御堂を後堂にして
中略　摂列大坂天満宮の例を移して信心天
満と称し仏文にあらずして法流日々に人之時よ
織田信長に城地を和睦して公命を

後〳〵京師に移し京都より
摂津国に天満と称せしを初大師の跡なる
釈尊上人の墓今の智恵院の中堂の後
大なる松樹の下に有りしを後に高野山に移
されしなり山にも大師の古墓と云て中ごろ山科
の四条東野村に光明八世蓮如上人の墳墓なりし
西本願寺の知行なり海を隔てなり
雑賀〳〵泊に第八世蓮如上人八十二歳
明應五年七月下旬初めて大坂石山に御坊
を建て御堂と建立せられ三年の内御止住なり 然
如上人は古本寺に下り時に古堂面変を今の

御坊の内に石山の御坊と云し時の
名所の井戸と云を今の大坂城なり文禄
年中に石修所一丁目に御堂を移されし
長の初めなりしを後に御坊と云を後
慶長年中に再び十二世教如大僧正今の
上雑賀の地に御堂を移され建立の功なり
り 以来釈尊の勅願所なる中にも東本願寺の老
若群集して法徒の尊き事仏恩の深き
事を知るべし

○ 久左良所

古図に久多良と有り地名を今の久左良所

なり後人久左良と称りて久左所とするかのを
なるべき事なり家の後に延久左神が風変ありて
なるべき妄説なれども文字うまく久宮所を上古
久宮ちといふか梵剣の名なるべし　古図を見るに
是でもち虎の毛を植たる事なるべし

○坐摩神社

西成の郡往坐摩大神を人皇十五代神功皇后
三韓より帰陣ありて神恥経波の岸源氏石の名を表を神全安徳の
為舟をあらかの地を神功皇后十年庚子難波大
江の岸田義の島よりなる所なる所

生井神　福井神　綱長井神　伴の三津井の
神を竜神　名波比賀神　阿須波神　二坐成
加て五座を神名帳の傳のまま　上古伐女を
ふまつりかの例を依て今例年六月
廿二日夏祓の大祓と為の神のまつりに祓を為
料を田を七百六十石寄附地なり　難
波潟を入て上古の旧地を八軒家の南石所の
神祓所を今祓殿石あり世俗を戎
神切皇后の誓石と称し牡蠣と石所と呼も也
謂て長を上古を江口の辺を也社の境内にて
未社板多なり天正年中今の地を遷を社勢

波辺氏の説に日書紀上古之伝言の神社造営
の命を産土の社と同時に造営したりしと
云ふも尚我が古なるべし中比清路所一丁月に
迄しを後今の波辺所に造営し勅使を以て
神名帳に載せる 神功皇后凱旋の日於此所饗食
也仍名産廻 巻四天皇三年十一月百済辰斯
王叛遣紀角宿禰石川宿禰を我国に即日於
難波沿中狩倉仍為住吉宮一按神
書社数及の神宮を度々の無史を後考を何其の
住所 高市郡大明神と勅筆を賜へ
今古度々荒廃の神宮荒惜尤も歎

一 神功皇后
一 人丸 社
一 天子擬御輿
一 夏几 帳
一 表 御 袴
一 鈴 鮮 沉一面
一 難波大社 依見院擬
産土神社 御額
一 菱恵相 筆
一 義 堅 硯 澄
一 源 彩 公 彩 之

一 御香之文
一 天後文 御自作
一 雄 雄 宝 剣
一 紙 御 袴
一 御 太 刀
一 鳴 御 杖
一 宝 瓶 画 象 形
一 後 鳥 羽 院 御 筆
一 小 堅 原 用 筆
一 文 完 上 人 筆
一 羽 柴 秀 吉 鮮 黄 彩 之

一 足利尊氏卿之　　一 大塔宮御筆
一 新田義貞卿之
一 梶原平三景時卿之 并和歌
我君の手向の駒を引つれて
行末遠きしるしあらはせ
因云 東鑑巻之十八に曰 同録の和歌あり
建久六年乙卯 四月小 廿七日壬午
将軍家以梶原平三景時為御使令
奉幣住吉社給被奉神馬令景時参着
社頭詠和歌一首於釣殿之柱云々
我君ノ手向ノ駒ヲ引ツレテ行末遠キシルシアラハセ

右之の社務渡辺氏は 御上洛之節 宝物之節
一巻 治乗か宝物までの節一巻を以て献上入てる書物
あるまし
上聞に達し 御機嫌よろしく 御と
蒙り 延享二乙丑年大坂町奉行を以て江戸へ捧く
同四年卯六月十六日御褒美として銀廿枚町奉
行を以て賜りける 御時奉りし人松浦河内守小濱
周防守之同年十二月御主渡辺之摂津守江戸に出て
賜物を拝領せし時 御機嫌にて寺社奉行を以て
渡辺摂津守へ御名をとらし 当社に 御祖より賜り
しか絵あり 長三尺一寸五分にして 加州前原家以
作之享保九年大坂の火災にかゝりてかの絵も焼

ことりとなりても此敷地の内迄（今も社勢行列より除と
申すなり）
西成郡渡辺村今の八軒屋の辺りなりしとも
是を固金城と築かれし時津村の南に移れり故
名を用ひて今も渡辺町と云ふ（舊地の小渡辺と
川を隔て小川と云ふ南を南渡辺と云ふ今の八軒
屋と云ふ所の産土の神社を右町今の市場の地に
移す
同年長柄の橋所を特別町仁徳天皇の御宮
氏地のまいるの殿や往古より例年六月二十
二日の例産土文祭礼の猿田彦高町（きりて

所用と馬とにてうけかくすまでを年の疫病を
除くと云ふ伝ふ拔ちに一年宿老のいでろう町
稲荷の氏地を在ぐ産土文の猿田彦を待
するのいでなりしを止しむ寛永て町
用と疫病と文とり出る神酒の物然ることを
知りて翌年より先例のごとく猿田彦高町（除
幸行列に諸人いと多数大きに形ごと
赤孔の時神無と先ず例産土の猿田彦
を居ることなりて王の鼻と称ず
また伏人稲荷の赤孔をそなる祇園社と云り
九月廿二日産土社の神事こと相撲八十番

と号し新嘗の神事なりけらし

○博労町稲荷社

を信ずる所は町ばかりの人々といふ当社祭神三座
第一 宇賀大明神 仁徳天皇也 第二 牛頭天王
第三 稲荷大明神 昔は難波に宇賀大明神と号
崇して上の宮と号し中比下難波村に祇園牛
頭天王を勧請して下の宮と称すまた人皇
七十一代後三条院延久三年正月に当社へ移
ましし此時一人の老翁出て庭の叢内を示し
なり玉ひしを問ひて是より是に稲荷大明神と
まく斎きとしなり是よりして右二社の神に

加へて三座と祀し御建立ありけり并安楽寺長
楽寺なとは宮寺にて別当に附せし是社司證拠
文書にも装束を下し給ひけり陰陽の祭にも識
に厳重にして其数備はりしに今は其絶えてまた
文庫なりしとや世変はりてもなほかつ神威
も隠れなかりけるとや

続古今 神祇　家隆

高津のほとりしるしの花もなきや
年ありて其まにつなかる人に
武人は延久年中勧請の地を大江橋の東上町の
内にまつりしを皇后の祝部なりし 甘氏中家

の村々の地と近き高社六月の祭礼地方出
みこしを波とうるの綿蒲と称し数所見受
年々出るも年毎所のみこしを波を化し異
なり等人の人数紅清の投頭巾と名せ黒ケ
鳥帽子を被りてこれを及厳重之通往古新興
波市の先を立て古実之事高附之外の左
被を付る所も区仲万つもむ
是原象の時代牛馬の付物多く往来せ西と今よ
博労所と云西と上雑波所と云不元禄の頃迄
二年云る攻防所と云抜る是原象の御附
諸士の与を責る不の名称の次

○初熊所

順変所の西井戸の辻の所名初熊所と云往古
武不吉野風来と云人住居せ時之吉野所
と称し吉野風来小阪江の横図変異と及ん
しを不吉野風所と改名今より唱伝又
順変所井戸の辻を所名付ぞして数年を経
より或年　公方の後出て数人書を指出
せし新書の表に所名何方の者なること
清水行りし順変所毎の井戸の辻の名不の
者左を年こる花行りし何方吉野風所と書ざる
やの後付先年を芳埜風所と中せしと所門

住宅致せし吉野屋系の坂江家宅住居の所
而て吉野屋所と唱へ居り（私宅住居井戸の辺
に当る所）此所に井戸を堀りしに古板人骨
あり苔蒸あり市町可りしに町名を完免
既に久しく紀し指出でたるもの
多く市門外迄出でし所なれと何と外に面識
なきことなれども誰あつて名人書かもかつたれど
数多なれども忘もなくいつまでも時刻を接せ
ずや市町人出でしてよく新人書と指出せる
所名を何と付すべきと市役所に問ふ答へ
不申ことに中之処市役人面倒と思ひ名付べ
けれ方より所名を定免きたるべしとの古野屋所
と唱へる所名を定べ初瀬所と唱へ
多数なれども初瀬所と改称せしと思ひ
ばかりと古老の系統なれば虚実を知らず

○ 順変所の金鼓

順変所五丁目に聖徳太子作の重鼓とて
往古より伝来の重鼓と云ふ
と云ふ（仏教の教と言ふことなり）所内下役人鼓持を以て
先きと称し所代右の重鼓を打宿老上下と着し
警固なりその数年之順変所毎年之来る事の

[illegible]人[illegible]の[illegible]花の[illegible]年中毎年[illegible]の時[illegible]

[illegible]

○安堂寺町

安堂寺町[illegible]上古安曇寺の四地[illegible]日本紀[illegible]

孝徳天皇大化五年己酉秋七月是法師臥病

於安曇寺於是天皇幸而問之[illegible]今[illegible]寺

町[illegible]書[illegible]此通り[illegible]底所[illegible]良[illegible]偶[illegible]石佛の

地蔵[illegible]地[illegible]帝の地[illegible]孫[illegible]諸人伝[illegible]

[illegible]ど[illegible]験あり[illegible]の石仏[illegible]上古安曇寺[illegible]在

[illegible]九千百七十余年[illegible]及り[illegible]寺八[illegible]

[illegible]信[illegible]の地[illegible]

○恵所業師堂

恵所[illegible]十月[illegible]例[illegible]所[illegible]物[illegible]等[illegible]

[illegible]御年[illegible]弘法大師の御[illegible]

[illegible]此[illegible]の御[illegible]

安[illegible]今[illegible]雑[illegible]業師[illegible]

[illegible]

裏[illegible]

[illegible]

此所の名物[illegible]古[illegible]雑[illegible]

[illegible]

[illegible]

雜波之産石の池の水之も
[illegible]
[illegible]の橋[illegible]と此所を[illegible]合せ
[illegible]でも今之所もさ[illegible]を[illegible]夏の涼
[illegible]之南平所[illegible]月井池の[illegible]海より[illegible]
石橋[illegible]陽筋[illegible]所の石橋と
[illegible]
同[illegible]出[illegible]せ[illegible]の来筋より[illegible]三休橋と
[illegible]元禄の[illegible]所[illegible]月[illegible]廣橋[illegible]休[illegible]
[illegible]醫師[illegible]
摂陽落穂集大成[illegible]年

摂陽落穂集大成

五之巻

一高津文[illegible]舊地
并御殿山　御殿田
一高臺の御製
并[illegible]の頌信解
一雜波焼物
一かにた[illegible]梅
并梅の辻　梅の井
一竹柴の産

橋の橋　梅川

鳴伊

并 蒲曲芦うり

一 雜波浦

并 雜波七浦 雜波十京

一 大蓮寺

一 淨國寺

并 源空上人発文

扇屋ゟきり石碑

一 城江

并 城江川新地

一 米網源

一 江ッ橋

并 名南 烟草

一 竹ノ子池ヶ池

一 白髮所祝言堂

一 雜波高

一 三新家

并 牛頭天王文

攝陽落穂集大成　卷之五

○高津宮

舊地考云、世もつゝ高津の宮の御跡を或人の考に今の大塚の所やそなるもといひけるを仁德紀に是年茨田堤を築き天満と云所の古名なれば　天皇の世に牡鹿の茅を吹て可憐情哉紀に引て彼紀に是年茨田堤を築き大川の水を導て海に入ることを知られたる也といひ又堀宮北之郊原引南水と云ふを引今の大川也といひこの説なれども仮川院なるべきかこの古図ども多くの

こゝにこゝより借求めてこゝに今の大堀の西ハ
河内の国にも石山とかゝりて多地の名といふ
所記ハ[illegible]あるに又今の大川を堀江といふ
もいふこゝに四百年前の図をこゝに大和川を
東南より大堀の北に流れ今の大川に淀川
の末と合て西に流れ海に入り　仁徳大石
の御宇ハ　兎藝泥赴　椰莽之呂餓波島
箇破能朋利　とかゝる大和川山城川友河
の落合て和り山城川のかゝりなり
なれどかゝるみゝまゝ[illegible]
文に山城川とのゝ[illegible]

中畧

ちゝ今の大堀の北の大川をもとより西河の
落合に入江にして仁徳の御時新に堀
堀江とゝ[illegible]
仁徳紀に引南水とかゝる百海川狭山川の
名といふ也今の大川を堀江とゝて大和川を
東より流れ山城川を北より流れ[illegible]
引とゝいふ[illegible]又堀宮北之郊原と
いふも今の大川にて[illegible]大和川の落る
所なり[illegible]堀江と今の大川といふ
ちゝ[illegible]地名[illegible]可考也
おゝくの古図に新に考て天王寺の北東味原

山小谷の旧名 のあるを津といふ和名抄に見えたり是即
今の東方津村なりしを西方津といふを
西は三津の江ありて大江の岸なりしを
東は猪耳津（井カヒ）ありしを猪飼の岸より西を西方津
東西の津の間は有て北の地にいたりしなれば
方津の号をあらしめんとて仁徳の御宇に
其地なるべしあるを或人云この方津村の
辺をやがて方津の名ありて北を御殿山といふ
今殿と称するは其なり 或人云その辺を殿田といふ
なるべしきこゆるなり 又或人云その辺を殿田といふ
同紀に堀宮北之郊原引南水以入西海因以号

其水曰堀江下なるを大宮の御宇に
地の小谷を小谷と今も北の称変りて谷所の
南寺所の小と称しこれの通りこれ又
古図に就て考るに百済川 河内志に百済川と
狭山川 狭山の流の川と流れ
の二流天王寺の東猪耳の岡
のあを合て小谷を流れて西の海に注
るれを紀に紀ノ小川と
と菟餓野 今の天満
寿の野 あり
野を今の天満といふ
しかるに

其水曰堀江下なるを大宮の御宇と
地の小谷を小谷と今も北の称変りて谷所の
南寺所の小と称しこれの通りこれ又
古図に就て考るに百済川 河内志に百済川と
狭山川 狭山の流の川と流れ
の二流天王寺の東猪耳の岡
のあを合て小谷を流れて西の海に注
るれを紀に紀ノ小川と
と菟餓野 今の天満
寿の野 あり
野を今の天満といふ
しかるに

彼地を四方海川の廻りて河海の

地とこれをもて上古といへども鹿の住べき地より
ゆくすえ見てとて所の表にてうなんとあるべきよ
或人のいはく今の高麗神仁徳帝と初る
御社のあるゆえのことなるべしとかたり 下畧
名遊記にいはく芝の茗荷谷の旧
今の高麗の名を孝徳紀にこれを蝦蟇
行宮なりといふ也

○高臺の御制製

高麗の歌を三代実録元慶元年より
上古朔庭にて日本紀を講せしよりその後
答歌あり代々の天子各位を類とりて
その功績を頌賛したまふのみ今は北の歌
ばかりをもて日本紀答歌和歌をもてそのうち
得大鷦鷯天皇

右大臣二位兼行左近衛大将
藤原朝臣時平

たゝなはのかりてとたゝ
ゝりてとりて今世をとみのみ

新古今集にこれを御製といへども今は
どれ世集にも時代を定めがたきもの

めさるゝの記されたり

高津宮社内にて後々よ奉納冠題一千句集

画馬庄五十吟　高喚堂雷子評の繪馬なり

兼題　月をめで

御衣なり露うつくし　秋の小家

此集のうち宝暦十四甲申孟春上木となれ

大かたを写しおくなり

此日人皇十七代の帝　仁徳天皇と申奉りしは

その高津宮に宮居をさだめし　高津帝なれ　仁恵の

帝にて万民の貧苦をいたませられ御即位四年三月

廿一日詔してけふより三とせの間民の課役をゆるし

させられ御衣鞋履やぶれざれば仕立つくさせ

給はずありくさしさまでも宮垣くづれ

ども更に造りかえ給はず風雨漏りて御衣をうるほし

月の光りも洩しらしや　至徳天下にあまねく風雨

時をたがへず五穀豊饒にして百姓抃舞万民あまね

そうて貢をたてまつりしかば　叡感ありてたかくしける

高殿にのぼらせられ民家の煙ゆたかなるを　叡覧

ありける

高きやにのぼりてみれば煙たつ

民のかまどはにぎはひにけり

これ御製なりけるとや織く此句題を奉じ

[illegible]

月々より十種頒　[illegible]

甲り為分　菜著　待

[illegible]元和元年大坂御陣の御時の御味方[illegible]木村長門守[illegible]
[illegible]の御味方[illegible]籠城ありしより大政所[illegible]東大
[illegible]の名[illegible]やう[illegible]を[illegible]甲の[illegible]
[illegible]て[illegible]打死せられ[illegible]甲[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

月社帝廟のかたはらに明和年中石碑を立て
[illegible]の頌をよりて俗解してなを聖德を知
[illegible]

御製

高臺干升而見則煙起民之
竈者贍爾兮里

高臺之頌

猗與鷄鶏　聰明岐嶷
仁德天皇の御名を大鷄鶏とやなりし御初年より

聰明叡智世にすぐれ猗與あるかな美なるの
誠なり

昆弟克讓

世又惡逆天皇崩御の後御弟皇子を
天子の御位とゆづりあいなり

互辭天祿

推皇就節

推皇子御弟兄道推皇子の三年御位をゆづり
ゆづり崩御しかる後御位につきたまふ

斯始登極

有若王仁

初先百濟より王仁という博士を
召寄たまふ 天皇と為て雄略皇子師とす

徵自百濟

宏亮帝制

此時より我国に儒学の始まりなり王子を初め群臣
まで経書を教授あり天子の国を治めたまふ制法を
あきらかにたまふ

開學授經

高臺登望

天皇御位につき世をたもつ高臺のうへにのぼりて
民家の炊烟を望たまふ万民皆饑しるし

烟少民饑

帝心不安

天皇民のなげきの烟少き御心安からず万民の饑餓
及ぶことをいたみ給ふ儉約をもつぱらとなす

儉身維黃

除租息調　恤孤養老

日本書紀の年貢を免じ給ひしことを思ひ給ひて、すこしも
とり給はんことをみ給ひて、老たるものを養ひ給ふ

宮垣不亞　梁樓不藻

宮殿の垣を高くし給ひて、なをなをしく白
土をぬりたまひて、梁樓の彩飾をもちゐ給ひ儉
約を守り給ふ

三歳豐饒　炊烟起堆

三年の間年貢を免じ給ひ、天下の万民
を恵み給ひ、身を豐饒ならしめ給ひ、竈煙おこり堆く立
のぼり給ふ

望知民苦　造歌高臺

又高臺をのぼりて民のなやみを見給ひ、
万民の安樂をなしたまひ、高臺の御詠を
作り給ふ

元聖輔君　賦難波梅

元聖を王位の君に補佐たてまつる
天皇の仁政を補佐たてまつる
はのこゑつたへて天皇をたたへ奉る

籠冬逢春　詠斯花開

梅花の冬をこもりて春の儉約を守り給ふを

今仁政を施し民の困窮を救ふ事

帝德廣運　慶事熙哉

天皇の仁政廣運天下万機の政何ぞ

ゝ知りて民ゝ

造宮營室　兆民子來

造り御殿の陛段ゝ民子のごとく

来り集りて

穿開堀江　通海曳川

難波の新堀水害を除き

ひらけ川水を引て海へ

天王御立文ゝ

茨田築堤　萬億懇田

河内まんぐの堤を築川水を防て民家保須の

新田を

惟端午日　始獻菖蒲

天皇三十八年辛丑五月五日天下を詔て菖蒲を

献せしめ給ふ

永爲恒式　以顯德符

是より世ゝ端午に菖蒲を引物よ

用ひる也御代を指り仁德の符を顯す

白鹿示慶　連理呈祥

天王五十八年白鹿出て慶を示す連理の木

生じて祥と呈む是皆方今の吉瑞と
四海沾化　洪澤無量
天子在位八十七年東西南北小民海内ともに遠近
恩化をこうむりて生活をなすに幸あるのみ
褒聖贊功　金石鉄勒
あらゆる仏聖徳をもれなく大功と重ら石にあらわすを
百代の後に見て感涙を催すの人を感動せ
仰頌至聖　永世不革
畢竟不滅の身あるべし仰て聖の御徳を頌し
奉り此石碑を石碑と石碑をあらわすを永世変を改
かへざるものとなる

明和九季壬辰秋八月朔日
平安　芥煥彦章甫　謹撰
浪華　牟純平介甫　謹書

○難波焼物

大坂天満の辺より難波焼物と
称する焼物を多く出す数人あり茶碗
指物こと花生草書茶炉茶鍋太平堂の外
数多の小屋を示教示あり土瓶を蘭陵茶
を沸茶素焼を青色を塗り外の張を
花生を牡丹葡萄ホ多く作りあり　陶器

いへる事なるべし。されば雑波と書て雑波と読べき
なり。雑波は雑波郡より出たり。されば雑波の郡雑波
郡と同じ郡なれども雑波と書て雑波と似たる
ものなり

○雑波の梅

雑波の梅は川辺郡尼ヶ崎の北なる雑波村の農
家に古来あり。川辺郡の条にあるごとく一統
なる梅の華表筋と東西谷所毎の辻と梅ヶ辻と云
此辻より艮の方に行て今法花寺の古院なる
辺りと上古雑波の梅なり。西と北に枝ありて凡十丈
巾なり。されば八所の梅の林ありて
紅白梅とも紅梅なるべし。されど実のりしと
なれども白梅の方に実のりしまさしく八一度もなり
ぬ。されども此梅の林を為る迄右の古木を
多世代辺の土中より掘出すごとき地
中へ埋こまれたるを今雑波の梅と云中老白ク
多葉にして多実なり。梅ヶ元の寺院の社内に
梅川梅の樹ありまた梅の井と云梅の有るあり
茎老たるの境内にあり梅の辻の辺り知りし小川
なりて今の梅の樹の流れを梅の川筋と川下を
尼崎なりと此川も昔を小川なりしと御治世の後
安井尼崎等を造しまりまりを南北漫漫を

[illegible]と極を武川流よりの[illegible]を
[illegible]て武辺りを地形低くまさに雑波の匂ひ
の梅といふの[illegible]九条村行樹の条を著す

同玄中流門府通茂公の御詠

海辺梅

梅ちるまさをこのか雑波はり
沼を重ねてかもむ浦風

武蔵国多摩郡[illegible]を[illegible]
[illegible]御吟味の[illegible]
御歩[illegible]
[illegible]

○行柴の芦

行柴の芦を雑波の名物なれども武人の行柴より
生ずる芦を玉地まで[illegible]風吹きぬ不[illegible]
かるべしとの[illegible]
詠せるとは[illegible]
[illegible]雑波の[illegible]
[illegible]萩と[illegible]
なり 菟坂波集十四雑連歌

仲の名も不[illegible]
雑波の芦を[illegible]

沼華青楼志[illegible]廓中新京橋所南側の水

反物にて汀柴の芦を生じ一年も汀柴あるなり享保九年の失火を院及び禄の役式大家
より求めたるにて中ばかりを生ずる地を芦ゝあるよ
紅坊南平所（信濃所）に舟橋御用東へ入中途
大反にかゝる波を石にて（夏のうちにてあるなり）代あるを
上野波所仁徳天皇の御廟の裏御門（前方所）
通りて石橋の下より坂江の川（筋を流れて大
海へ入北の中途より支流廓平より出て汀柴の
芦を求るに今も掃よりなりきと
江戸砂子に浅草橋の辺りの芦（ちかの菱市ものの
ちかの）の弱汀柴と云ども代
土地にて方々風吹もの又丹後出来謝紙切
戸の文様の色辺より汀枝の雲ゝ行り代地を山
陸にて上り吹風の強き砂地を生ずる雲
少なるゝ吹傾ふなるとも実人のいふもの
安寿の飛射丸を底なきとがりたる雲れ来て
故の方為ゝ強ゝ歌きりるの雲も強き故の
雲なるゝ強ゝ故の汀枝のまゝとゝ
地ゝ汀柴の芦も浦風を毎ゝあるべし
なるべし
図ゝ端面の芦苅を宝和集ゝ出て出仕せ
ものや波書ゝ

武人住處て和歌して
かりく難波の浦へ来りるよりもの男あり
女と歌りて居と前くに賣もをとりあり
とんな

あしくまかりむとてうぶれも
難波の浦よ何をかうり来
男之

売なりてかうりうりと名小豆
いせて難波の浦を行く
と詠ふさの方のまうり名びまりしちん

○難波浦

仲哀天皇日向国よりり大和国よ舟浪てゆく
ふよあるかまりて浪速と名く後人難波と
すかさの文字を難波と名ゆる吞音成もよ
又仁徳後のンを二の宮とてゆるりの年
かかのんをンとゆりてんと書り今世の仮名
つくの物まりたらんをらよなんとあるを以ら
難波之和歌よ女と下略く男と名ゆるんを
によ毎すかゆ之大和物語よ

みちのくれあるちの原のまつに
とにうまりいつをまちとる

雑波の七浦とは
雑波浦　茅渟浦　名立浦　能浦
安胡浦　能津浦　三秋浦
信濃の十景
天王寺鐘　住吉郭公　淀路夕霞　田蓑渡雁
須磨浦風　鳴尾秋月　生駒山時雨　葛城岳嵐
二上嶽雪　信貴峰夏月
まこと信濃の十二景といふべきものなれども
及ばれども略す

大蓮寺

当時の郷如意珠山極楽院大蓮寺の本尊は
阿弥陀如来なり武峯沙門宗恵の作月弦像
の阿弥陀源信僧都の法華之　文禄年中黄蓮社
彫琢参議藤原泰能上人泉州堺湊より此地へ来り
開基之号を今の三体堂の三体ともに中尊
弥陀の命なりしを西横堀の辺へ移さる又元和
年中より今の寺院の所へ引移り寺院を和尚
治陽法師に住持を賜ひ和尚
代々無絶相続し第二世典誉上人より
七祖寺僧中号千手祖師恵人僧都の作なり
宗沙僧中号石仏と言て多州堺の人宗中の
告ありて南方に来り世の人皆仏宝利と号田

渡仰ぎ奉り念じ入り申利益結句天照大神
奇絶天女天降之文

○ 浄 國 寺

下寺町妙義山浄土宗法然流浄国寺と称し開基
祐誉蓮上人文禄三年の第創之なり
後白川法皇と法然上人と一心寺新別所なり
日相観と唱しかる時石をもて拓殺と形ありかる
世の人時に一人の童子来りて永と言て問奉
るものに上人を拓殺と系せんとく刹上人を
縛ると雖ども支他の法をもて尚寺を併せり
又ある安の陸大仏供養ありどいう形ある

なりて法寺の吳家と以り仏人を殺せしむ
特に上人この事を深き世一紙の法文を書て
縁を接事を行ひ文を

同金山渡海日域流布粤於天王寺
日想観成就時予命を武信ら対
面恵花志深一下に法殺事を為を
志也宗法法也来所忍之毒滅之
恵花可遂事キクモノハ恵観を
離入へ恵花一代化益法法可有

南無阿弥陀仏　源定朝

投静る手

かゝる宝塔一切衆生ひとしく成仏の因

塔なり

本尊の本尊釈迦如来御長二尺三寸

慈覚大師の作なりしを世に公不楽

和尚文殊の作なりと彫刻して右の本尊と

同陣佛なり　薬師堂薬師如来仏立菩提

地の外弘法大師の作なり　紀氏建立

開基　寛文延宝の比の名牧新所藤原

多賀の墓　高寺本堂の艮の方にあり　棹石

もとより限無年号人家西向　西面

花岳芳春信女と戒名を彫り　表の

掘り年月信なし　毎年二季の彼岸中日

に高寺にて多賀在世に着し　仏ふうちを

とゝくとなすなり　俗丹の鬼貫この寺に

詣て

大の塚を柳なりてもなりまと

とは号と反往氏寺内より毎の松の江戸文の塚

徳本上人の廟を作り　多賀の佛を廟中の

条とくりく紀文

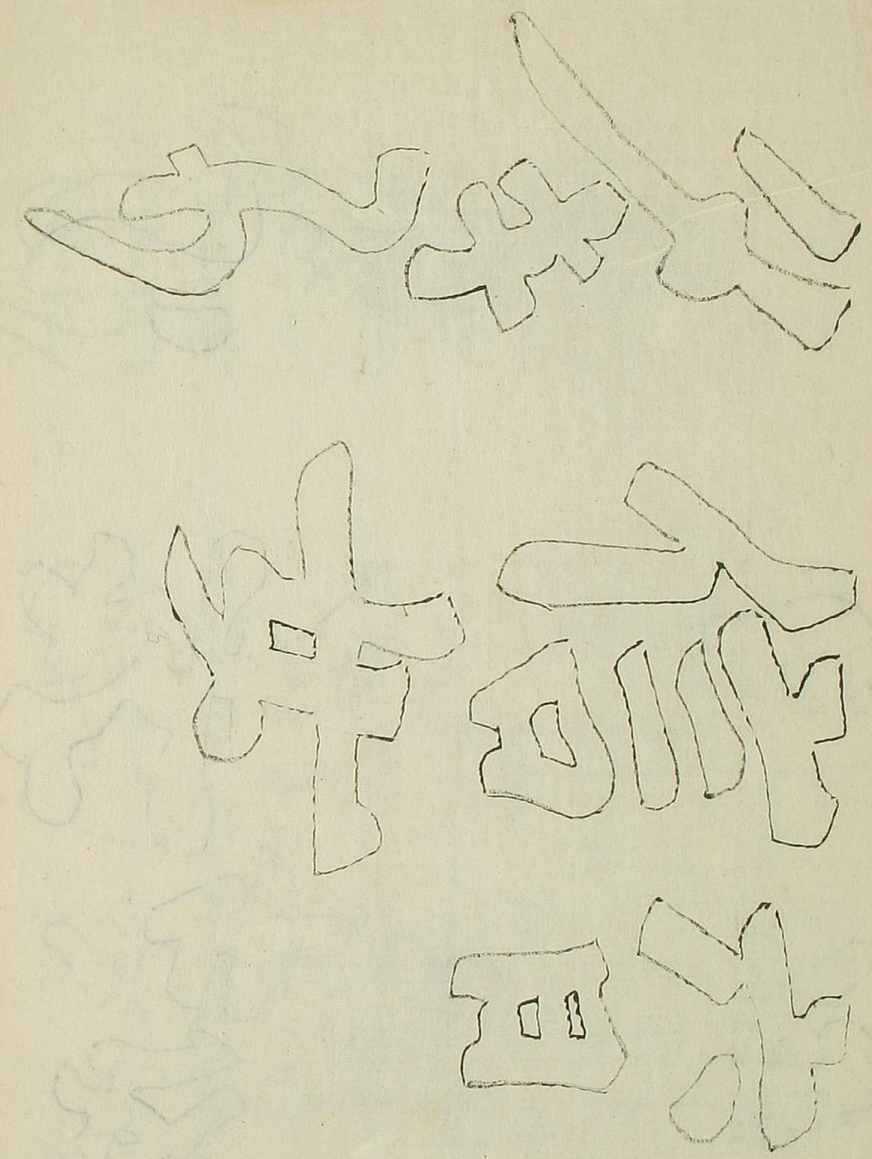

○ 城江

仁德天皇十一年の冬十月より南方と引て西はより
入巷の西を城江と号ふ日本紀に見えたり
今の本津村の辺なりと云ふ説あり

万葉集

紀多

私ことと城江の川の清きよ
末なつ叫を敷島うも

また城江の橋といふ名所なり

新後拾遺

摂政太政大臣

芦辺なる城江の橋の絶えなば
下ゆく水を何とかもせん

今の坂江より西道橋といふ名ばかり武地を東に西
に流れり南に石垣坂と称し傍方の東に入
り小に長坂川と称して西方の四方の川原
所所に流れ坂江川も多く間に雑波村外の
世細に付き中新田道橋より西に西道より引
地に新名と新田生といふ下流方の地元禄
十一年太の世細不新地と称して中央に
川筋と流れ坂江川と名付て南小に分つ南
坂江小坂江といふ古来上雑波下雑波といふ
此地の中に古道より元禄十一年以前の古地と
新地と分れり寛明和二年間の表江戸

表より伊奈小菅谷の新田諸向市吟味の為に出
坂の内坂江川南小の原未分の方の西と堤
地に沿て北一方に十万苑川に出せり
橋に中に堤に新田堤地建家市免
新田に中に新田堤地代重
橋に中に高上下所に長り不同の堤
地に張人の新田夏戸流に全く業店と出
度に古月麦面市所年新西新上の廻に
いち市免にて川中小家と建出一黄麦医揚
方物に志の川中も新田新田堤地
所年に中に一新真りなりしに

[illegible]
も橋の通向なるべく遠くなるべきと彼是議の
間に月番なるべき御月番東御所事務取扱
なるべき筈御所[illegible]不審と思召
[illegible]日所用[illegible]大[illegible]御所[illegible]
御[illegible]一向[illegible]
小家なれども[illegible]
一番すべきと[illegible]
今所承知[illegible]
[illegible]

○江ノ橋

江戸の江ノ橋[illegible]

[illegible]
上つる江橋下[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]ヶ池

[illegible]

裏よりえ緑の江までの池となりなりしなるべし
池とのみなれど伝説に言ふ人ちの如来と呼ぶ世
なりなれば百海山毎日まり吾妻　鏡明
天皇さまげ日の年よりの御時榜津山
雑波の浦よりでやまと世なりの今は池のなりと
なり又沖山を見ると西方なりて鎌倉
衆議さまざまなりでを村ちを大に元をよ如来を
なりて雑波の浦に拾来せりて如来つなる矢
ひく世やまりのさ後　皇極天皇の古時
伝説山の住人女を言光殿を上りなり如来
宿世の市告をを伝説いと取入まり一寺成

建立しなりを言ちを山なるさを世の御
仏の光りと放ちなりなりせの池なりてあるべ
池をいひ待りまを仏の生る雑波の池を大和
山をなりを大和なるの時なれば古る習慣
も古を世のなりまるなるべ
風雅集を比如来の古奇なる八待
待なりて歌を告よ多人
いりをいなを多なるまるなる
まを原京京立のなた
雑奥もりを池をを人雑
なりなる池を人雑

元禄十一戊寅年伝州吉光作百十三世〳〵大平敬
知善上人〳〵公命をうけ千八百八十坪の地を得
建立知善院和光寺建立のつて伝加吉光作
仏之門南帝山妻堂樹ちの本尊を此寺へあ堂を
本尊弥陀の外脇を菱の御紋〳〵　桂昌院様
御寄附とゝ本堂の額和光寺　宝殿ちゑ法殿
皇女の御筆を外　観音堂　地蔵堂　堂庫寺
鐘楼堂　法楼　大師堂　結寺二社ゆつる灵
地を賜ひ　池中の常燈明を信濃善光寺
より移してりまゆふ時を信加〳〵とりを移し
以後人

○白髮所　新吉堂

長延志〳〵所大福院の本尊十一面観世音佛立
春日作之南ちを京永年中の建立開基法印延
芳と云ふ此ちの本尊を知殿山の麓へ移し
多ふ武来一光と云ふ法印
南の海辺を通りかゝて法〳〵苦〳〵我為の地西
と志光を世法〳〵ふ此尊を地蔵とゝぶすと
此仮屋を作り安置し　ゆりこの尊
地を賜り法人の渇仰為
利生を蒙りて毎年盛なり　諸人の崇
○雑　波鴻

上下の雑役を清ぐ所なるに而なほ比島の名を
するやいなくなりて比浦の家又いつ頃
よりか雑役の住人ひろ〳〵世へうる者
なり

○三軒屋

三軒屋を初め諸所に民家も多きなれど繁
三市人の民家と建物とが沈没之人家戸数を
あつて藤泊鯊昌の漁と成りしの他之三軒屋
と名づくことに半以天王を勧文〳〵地主を
あつ〳〵ち護神と崇め年毎に祭りをなすよ
向りくまつる所なり川ちどいつ所を並べ

波海の麦所あり而に蓑海の風景
尺〳〵まりて第力の及ぶ所而之注右を比変
も牧鈴なりて西鶴義の竹斎なる浦路を
廊の主人等と年毎に比三軒屋の風情之公保
芝安の比牧鈴と今の廓中を移せ

攝陽落穂集大成 五之巻

攝陽落穂集大成 六之巻

一 天滿郷川御社
并東照宮御社

一 女夫池

一 天滿天神社
并玉淀之
庭まで市法度之事

一 天神市旅所
并小麦の市供 市近辺人旅所
玉造の俵の借場

鳴伊

[illegible]之例

一天神の名　水
　　并　信濃の四方　名物明珍火打

一奉納万句之連歌
　　并　淀長五郎長久

一城川市　堂
　　并　七所の市　本寺

一玉淀の七不思儀

一音なし川

一為招婦玉神の綽号
　　并　万和玉神

梅田石塔の図
玉結浮屠の推楽

一為根青新地
　　并　掘家の光京

一福　為
　　并　編笠茶屋すゑ郎
　　福為の逆櫓の妻

一夫頭右衛門　墓

一梅田牝牛の数入

一合　羽　為

一風　引新地

一比丘尼てしてい

一能　お殿てしてい

一浅草門通区役所中ゟ

并　寺米石高　紙京ホ図

浅草象紋ゟ

一てだし　義

一紙所　ものみゞ

一撞　木てしゝ

并　節　遠てしゝ

一京所　ゟり

并　大豆業所

一信濃所　地義金

并　六ゟ　弁ゟ　紙

一変医所　毛　糸

○天滿郷

今の天滿を上古の荒餓野といひし処なりと舊地考の説を著すなれども摂州の西中島の地なり大坂といふを小説なるべし今之郷とするは古の一条もあるべしたゞ其を略を大川の少を元々天満と名付て東西南北小廣くなりしを秀吉公整昌大坂と同じ時代地名長柄所松平下総守屋敷の内より東照權現の御宮なりて諸人の尊敬淺からず當御社を元和二年丙辰雲平下総守急

遠江国佐野山を江和同郡神社をもて九昌院といふ　神歌
万代の初をとりて千歳経
今ぞ知る神を祈りを
御祭日例年四月十七日小雨半晴雖
世人多く知る所

○女史池

天保天年の往り小女史池の
中にて知るべきなり
もし此業女婦ありて
さるのみなく史いるうち
と

と結びて解くなんを往るこのうがんを往
度といふなるを出せり抜三年を後市道
ども出来し男も来りて妻ありしよ
あくじ道ありてあくあり人ありて余りて
堀ゆ池ありて
うく波と高だといふ　投男をかり
とあるう美も知るべ
求まともと往ひ西を
ちげりすもの
いくぐちをんとまくあて人を問まて件の
みなんまと往りと
と結びて解くなんを往るこのうがんを往
度といふなるを出せり抜三年を後市道
ども出来し男も来りて妻ありしよ
あくじ道ありてあくあり人ありて余りて
堀ゆ池ありて
うく波と高だといふ　投男をかり
とあるう美も知るべ
求まともと往ひ西を
ちげりすもの
いくぐちをんとまくあて人を問まて件の
みなんまと往りと

なげきて絶えんとせしかども思すことなく治たるにより今にいたるまで絶ずして[illegible]
切つづいて又治に入るにより[illegible]
より今の世にもてなを如来治に入[illegible]
とや特殊のより出て[illegible]
拝ずなりしやうにて[illegible]

○天満天神社

天満天神の社を祭神菅原道真公小型の[illegible]
同じ　人皇六十二代村上天皇の御宇天暦
年中に[illegible]一年に松茸生ずるの[illegible]
光綱[illegible]人[illegible]を怪[illegible]帝[illegible]告[illegible]

[illegible]帝即日勅使を下し[illegible]時に神[illegible]
[illegible]梅を幕の[illegible]
[illegible]
上古に天満山と[illegible]大[illegible]松[illegible]
[illegible]に戯[illegible]屋[illegible]法度[illegible]廿五日に[illegible]
[illegible]村花云　西成郡[illegible]
[illegible]大[illegible]社[illegible]
[illegible]例年六月廿五日[illegible]
[illegible]大[illegible]土[illegible]
[illegible]祭[illegible]
[illegible]廿五日[illegible]
[illegible]忘却[illegible]
村長の変明[illegible]日農業に出るものとて[illegible]

黄泉（筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原）に禊ぎ給ふ。
法度りの廿五日と祖の母上に申し上げ
つる所、すげなく申し出るものと止めて黄泉
（筑紫）とぞ上古の神話の物語にもいへり。廣大な
る波津の古蹟所々に見る江の小島よりの
しら中古より戒名今の地名にて二月廿五日
の祭礼神輿を出し奉る。往還を分て
送りする儀式親族らしく活発一の神事
と作る。新酒の花若芽の著花を殿に
祥集し神輿の波津をあし敷方
の神輿の光り諸人の目を驚す。地の舟

でもなくば法度なる芳埜竜田の春祭り芳
ら夏の京文りの廿五日と祖の母上に上古よ
似ぎる神威の物語りの新嘗の未詳なる
所なれども思ひ出る。

○天神御旅所

天満天神の御旅所南成戒名なりと
後世に地（移せ）し往古の江の小島と御旅所と
言ふも出縁のあるべし。雑抜穂なる
黄泉根筑紫（流）の法なりて
ありし四時黄泉の時黄泉
りと祖つる今のあるべきと言ふ事

抱二人住ル家ニ入ル小麦餅ヲ焼リシヲ
[illegible] 御[illegible]ト云ヒ小麦
[illegible] 御[illegible]ヲ[illegible]ル[illegible]月朱孔ニ命代辺
[illegible] 出ル御近辺ノ人[illegible]
諸人ノ目ヲ驚カセリ

一綾頃大臣　ささべ丁
一親　〃
一奴　妻平　[illegible]丁
一源蛭七五　[illegible]丁
一[illegible]　〃
一坂田公時　〃

一[illegible]　[illegible]丁
一代下夜叉　〃
一張　良　寺島丁
一猛　足　〃
一葛ノ葉　〃
一我ニ命成ル丁

一笛　羽　〃
一蝶の舞　〃
一波　人　〃
一[illegible]神巻　江の[illegible]丁
一在[illegible]　〃
一西王母　本津川丁
一石　橋　〃
一布　袋　〃
一神功皇后　〃
一猿田彦　〃
国ニ云　[illegible]御治世の後天授文の御社[illegible]

一武門大臣　〃
一白糸ヲ　〃
一[illegible]　〃
一三麦豊　[illegible]丁
一歩[illegible]保名　安治川上二丁
一奴ヲ[illegible]　〃上二丁
一[illegible]　中[illegible]
一猩　々上橋方
一菊慈童　九条村
一本津[illegible]　[illegible]

二百石宮仕[illegible]六月の祭礼張ひの[illegible]
みこし[illegible]殿指出し[illegible]祭礼中にて太の
社外二百石に換[illegible]り代みこし[illegible]殿波市の時
大江橋の西にて[illegible]く打止申なり借殿よ
代而[illegible]おゐて祭（なお[illegible]の天神ともの節の御[illegible]
を忍ひなから[illegible]或[illegible]神楽二基なり一基[illegible]妻
に[illegible]おゐて祭[illegible]中妻の代節[illegible]殿と歩
[illegible]殿[illegible]く揃[illegible]たるこれを水上
の殿[illegible]殿と打止御愛法なり
代而の[illegible]の[illegible]川下[illegible]も用ひ殿なり
[illegible]南社の氏地[illegible]祭礼の節地車あひで

[illegible]殿と雑子[illegible]殿と[illegible]
物[illegible]地車と自由[illegible]引廻せり[illegible]天満
のテコ[illegible]信[illegible]奇[illegible]
大阪市仕[illegible]書[illegible]

一天神祭礼想所中[illegible]出祢り物[illegible]
社人中殿[illegible]殿[illegible]殿[illegible]
[illegible]市[illegible]高[illegible]相[illegible]

一[illegible]地下所[illegible]宮[illegible]所[illegible]
[illegible]所[illegible]先[illegible]
[illegible]祭想所[illegible]出祢り物[illegible]二三人[illegible]
当月廿一日[illegible]祭[illegible]社人[illegible]

[illegible]

一稲荷社毎年横断ニ出て毎年万度ハ
[illegible]毎年ニて不寄者を狩吟味ニ出て毎年万度ハ
[illegible]

一犬ニ狩鉄砲打ハ不相叶ものを[illegible]
[illegible]

中度ハ社人中ハ御上を狩鉄砲打ハ[illegible]
[illegible]

一[illegible]ハ狩下知ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]

を所平てゐ曲ゆゑ所平金を入てゐ解ゐ

六月十七日　丹波人

○天狗の多

[illegible]の社門ハ井[illegible]の水と[illegible]上所
[illegible]所ニ[illegible]石[illegible]千日寺の
多狩田区の水ニ[illegible]多漫[illegible]者を狩ニ四所
の[illegible]ニ[illegible]
酒ニ[illegible]
門ゆゑ明珍の火打ニ[illegible]

[illegible]を信じ[illegible]この[illegible]を行と明珍と名づけ[illegible]を
享保九年辰三月大坂淀江橋通三丁目重良
毒書信良重良物新方より出火して大坂
大火と及ぶ物新ぶ火[illegible]出[illegible]て[illegible]名
付しぶ[illegible]明珍と[illegible]

○奉納連謌

元禄の末頃公八百年の時信長の名物と
呼び[illegible]小濱の[illegible]家信良の元祖之右[illegible]
九代目辰五郎年納の[illegible]家永二年間
五月信良逝[illegible]及ぶ五年[illegible]信[illegible]
未巻て著ス

菅公神退八百年万々之連謌於
摂州西成郡南中鴻惣社
天満宮奥行

元禄十四辛巳二月　初四日　習礼
　　十五日　満座

廿二　春雨朝何
春夏のりさ及ぶ[illegible]　廣當
初[illegible]老[illegible]待[illegible]　宗雲
初時の[illegible]日[illegible]て　則喜
[illegible]の廣當之信良辰五郎の宗雲之年節
大文字屋[illegible]之の則喜之雲年岩[illegible]

いとの人なるべし

○ 坂川御堂

天王寺坂川の御堂を彫刻上人の御手創なり天正十五年丙戌八月 [illegible] 永品具隆今ト半の御坊を [illegible] 代天慶の法坊を芳生寺の庭門の御堂の跡なり [illegible] 芳生寺の庭門の御堂の跡なり [illegible] 御手所今真正寺門跡なり故を御手所なれ続き [illegible] 今より此の遺風あり代故を産寺と号し [illegible] 寺と崇敬 [illegible] 坂川寺と号し [illegible] 御堂の [illegible] 天正十九年卯八月京都西の [illegible] 後住 [illegible] 天正十五年 [illegible] 月十九年 [illegible] 五ヶ年

の方御手ちと

吉野の小大吉の御堂 大津を表 山科

大坂 鷺ノ宮 貝つか 天満

右七所を御手新結屋なり [illegible] 寺とあり

○ 天満の七不思議

芳天満より七ツ [illegible] 今を名残

初ノ人も奉

大徳寺の鐘火 神明の子の児

芳根崎の遊女 十一丁目の首ノ縄

川崎の法坊主 池田所の美人猫

萬塚の燒うち印

おのゝ奇特なれども怪説の冊子を題記
似るものの書面を略す

○寺かゝし川

天王寺西寺所拂寺流南海流の両寺川
と大阪石橋を渡せり 北橋を
寺かゝ橋と称ず 大阪の命も代変り
てこれを拂と称ず 故に俗寺かゝ川と云り

○芋相撲 天王寺

芋相撲の天神と世人唱へ来る所
貴賤ともに神代の步兵名命之社地毎年

拂夏の中より水涌出せり 亦ひとり此辺露と栗花落
と同訓なるゆへ後世に露の天神と称
来れり 拂と云ども 信仏の慈悲にて拂辺
の土地もろく築の者人家を成り 終に
拂稼と換ぞうるものを世に称涌出ぞ丹生山田
栗花落利右衛門宅地を山中にて 特変あり
ざるゆへ今に涌出せるものあるゝ世人古の
社とおもひて神と崇ぶ 緑の沒芋相撲新地
の女良おもひと云ふ 此変ゝ 絶死せしが
神号を神と冠せ 恐迷ふを来ども之
おもひを代変ゝ死せしと云ふ

元禄十六年未ノ月七日の夜梅田の墓所に於て
お射死をなせし女一所にて丁目平野屋徳兵衛
別懇の女房弓招侍鉄砲天満屋おかるの墓を
梅田の墓不失屋の南にあり西面に年月
法名を彫つけ小面に俗名天満屋門右衛門と記し

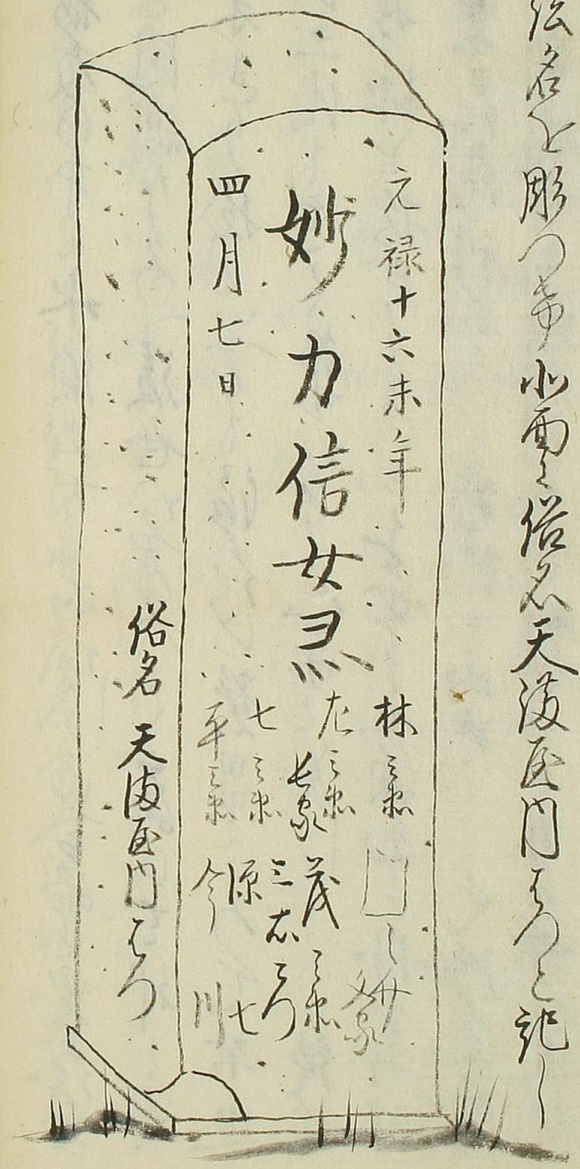

南面に追善の句あり
おもやさて出るの花に風ふくて
ちりゆく
なごりの山路
浮瓦塔外数年経て四月廿三日の夕
と記せども石面に年月七日と彫付たるを
墨にて月年五月七日と彫付たるを
心中 [illegible] 記
武古今の大南り作者を尋門右衛門
塔の銘文を史り追善
おもを徳善心中重井筒おかる
など作り出し大南りを写りおかるを十九才

徳元書之古五也なりけるし序ハ紀州鶴の恵の
文中に
まことにことしハこなき女を廿なき仍のやくの
せしきしも十九のやくとしそおひあふ
さうやくごさ生えく
元禄十六年未七月出板の序中意の堺りといふ
冊子を河の序中名寄の中に

曽袮崎の
本文

新地新茶屋町天満や
おふさ おはつ としサ一
男ハ内本町橋詰
平のや手代徳兵衛 廿五

この時茶屋にておはつの年廿一と記せりまし
なれ字鑒なまでどもこうる事をを操りんなりも一
続とんなりし之

○曽根崎新地
元禄の出板摂津難波丸ニ 新地茶屋合
五十軒外ニ茶屋茶屋廿一軒ニ而ニ有り堂島
新地小町月裏町猶ハ新堀壱丁目二丁目新川
小壱丁目より三丁目中ニ丁目南壱丁目ハ江丁目
ませ新川といふ所ニ蜆川よく此ニ縁ニ蜆橋も
なしニ下ニ古橋といふ所有指崎橋梅田
緑橋もなく梅田橋といふ浮世橋をなくして

沼津となり米高小稗高〻以下大川を通り
と岡本をへて下り元禄九子年芳招侍村分
上稗高の内行原所の新地と成り其後
追て整昌して須賀裏所迄を引くて十家
所人家成り芳招侍新地と成り今小の新地と
安永の頃を去て十月二十月三十月家数五十八軒
米高新地家数拾六軒成る高四百石
にて住居申し始りし芳招侍新地の惣家
整昌と及ぶ

芳招侍新地中所と云ふ所は故あるや
伝聞の如き稗高の内庄屋の沢

指図の所にて指図と云ふ所に引地を未だ
ふる下女生死の中指図と実庄屋〻〻客を
迎を掘て つ所の掾を遠を高水を疎疎きり
しなどと云ふ所に痩せて石高の蒙小夜
第の侍さすと云ふ紙に云ふ小夜の
末辻の指図あり指図の通り至と出と云ふ世よ
有りけの如きなどや〻〻と来りて居るの〻を
指図して主家の君を定めると時に青中
の〻の伝義きの〻〻と云ふ合を大洋よりの内の
ものとかく変して作り分を弦ふると猪を切りて
蛇の鱗のごとくなるべく伝ふ後の指図形の小

世ハ然りとて出ず源氏も楽しく室房
とても王国その始式也へせりふは古もなく
伝華及八卦の時に近しと申ありしが今き
小華然ん〻ぬ成り元禄の頃て後世に知
らども此女らの彰して其氏が其御紀
東国の隠徒の事及合考すべし

○猿　島

上猿島下ふくしまなり往古は農夫の舊居
斗りありしが元禄の川谷靖の後そこらくの
土家をなしけり此近の編笠東国といふ其蓮

鄙くくちはき月の宿の背よとねさき白几飯
とうらく〻ふくらし背月をおくしまけくえ放
蓮に似たる以へずらん鄙といふ之細さる人を是と
すらんなりしあるもありいらもるがつきて伝ずる
りのなりしとやうるが名あるも今まらのことなり
杜前五十首よ
　　枚おほせ江鶴のやうに猿島の
　　　人を仕立てくも蓮すし
此を近里猿島の洋近摺衣といふなりけり二本松
ともいひく大木人家の斜より出けりもうし
花煙捷原洋近摺の編をせしあといふを犯しく八

〻〻とお巻物日の〻文中まで接の岸の家よ
りうつす

○矢頭右衛門七の墓

梅田屋浄祐方の門に浅野家浪士十七人の義士の
うち矢頭右衛門七教義の石碑あり石面に
双鄰振剱の四字あり古花のいと矢頭右衛門七を
浅野侯家に仕へて小鹿流を勤めしが万事亦抜
と離群して尚出稽古に茅場町に住りて父子
ともに〻〻住居の内に花火を物所死に狂ひ矢頭
右衛門七常出居たりてそんり〻大石と共に東武へ
出立の節稽古の弟子五人父の供奉せし

帰りしに内蔵助より書状の中に重五人と
添へ送る弟子文を合点なれども庵を
先も知れざる迷ひ中毎に打ち捨てし元禄十六年
未二月江戸表水野壱岐守屋敷
藩中に切腹せり年十七歳今傍人杉野
源七郎武士の忠義を海内に表せり
弟子も此〻と知りつゝ猶文若年の右門
七郎忠臣と感じ先年大石氏の石碑あり
件の弟子五人を祭る石碑を建て忠義の美
名を後世万代不朽武門の亀鑑を残せり武人
以後年懐古の門に右門七郎花火の墓と

三品藩侯
五万石

あるべきなり

○梅田堤牛の蔵入

例年五月五日牛のやぶへ入る小埜梅田堤の辺
を堤り出す例の牛を鞍と垂れたるを
数の花をもてかざりて引来るを数と知るべ
約五丁ばかりを一時牛り出す辺の出来数ちりて
牛の堤を独出せるを牛の蔵入と云分原農
夫猟を数多持牛を人数前ちを此猟を
持て堤を小児の病悪を祓と云
所人数一を持ちまた二無
○合祓高

合祓高を往古入江にて測量して猶及
第一反九畝高以来入海の高にて河童
河童と往て老婆小児を毎年引込み溺死す
必怪信河童高と呼て或説云ひ
合祓して反とする因養の高もたれて
養と対して合祓高といふ也

○風引鉄地

上中の高と山猪の境と云也又山猪勘
海出反の義反数なるかく呼ぶ明和元子
夫の去業地なり世人風引鉄地と称号
すなわち地の名なるべし

○比丘尼橋

正徳年間大坂の図より中の島豫州屋敷の
御蔵屋敷の横所より表川へ裏川へ廻りて
西横堀へ出て渡せし橋を比丘尼橋と唱へ
しかるに川の流れ水底を埋め平地と
成り

○蔵奈殿橋

古老云ふ表川を蔵奈殿橋と蔵奈の
義屋敷のおもてなる故中橋の端西横
堀へ出せんが為の道橋なる
此の橋に於て何国の大名方にても通来勅使
代の節は橋上の往来を厳重よ
くて礼儀なるべし

○浅野内匠頭屋敷

播磨赤穂の城主浅野内匠頭屋敷大坂の義
屋敷之中ゝ為の伝所ゝ

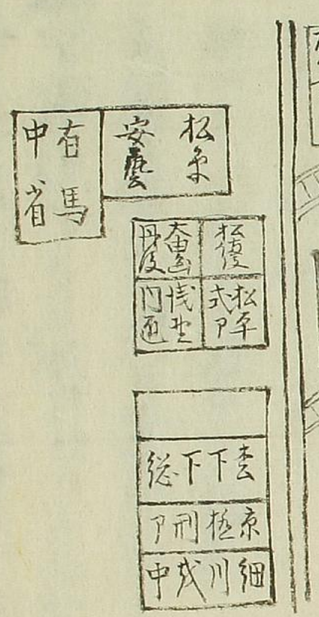

寛文元
辛丑歳六月改正
大坂図

[illegible]世代打て土中代家てハ浅井家の紋付て
[illegible]と成出せしものなりと又
浅井家の紋と世俗もてはやす鶴の羽とを
誤りて貴き鶴の羽とも唱へたるなり
鶴の羽ありとぞ
元禄九年出板雑談抄に
[illegible] 浅井家滅亡より六年後の
[illegible]
信長代 安土所[illegible]又右
[illegible]
上米 [illegible]
信長 [illegible]
[illegible]

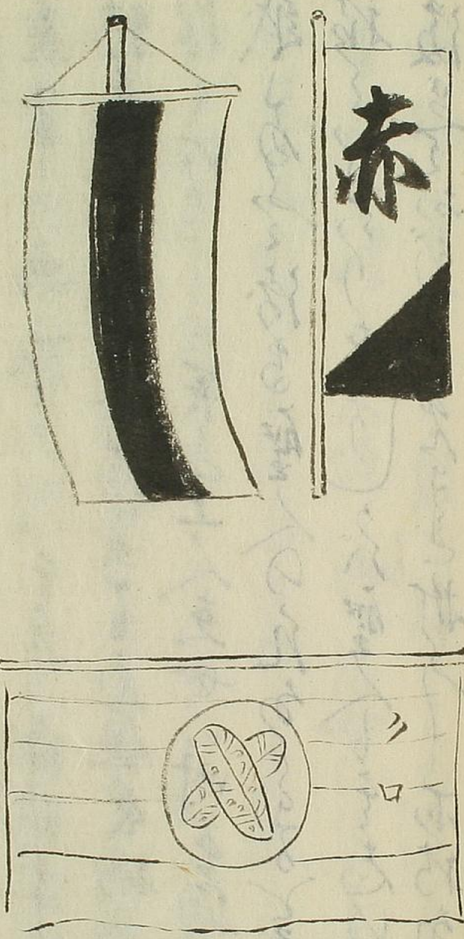

○はだしの義

中古高麗所の面へ築出し三方川にて義経
の住居ありしを俗にて義経又積鼻禅義
もいへり昔は家の[illegible]
[illegible]

和の犢鼻褌を集めて来る薬屋にて
宿返入と称し此等より家号を業とし大坂に名
高き所なり

○船所河原地

船所の舎所より火除のためとて笠山上人
直筆の画像あり是れ白洞古代の宝物を
伝来る所の舎所なり元往長柄の渡しなる
しるべ[illegible]第一上人生世の時長柄の渡しと
紙屋を渡る聖人の孔あるとて[illegible]て
[illegible]
渡船をおがみ[illegible]折て所持[illegible]

画像より八り方を[illegible]
量[illegible]を[illegible]大坂　御治世の後[illegible]
子孫の所の長所[illegible]
所を[illegible]中[illegible]
[illegible]
城[illegible]目[illegible]
[illegible]上[illegible]御佛[illegible]
家[illegible]
火[illegible]
の[illegible]
[illegible]

まり今に於て毎年十一月廿七日廿八日両日之
太の画像并ハリ方之波止と有拝所内より
厳重に守護之年日に成候人の業有之年
らんと思ふ所へ以八まべ不来よ有
ませ之事ゆへ此画像の法之通り代
迎之火災ハ有り来りと申伝ふ寺の私説之
法古私所之寺の境内に有之
就しかるに高氏一向宗盛昌の時に成候
人の為人年寄之能ぞ形人

○擡木橋

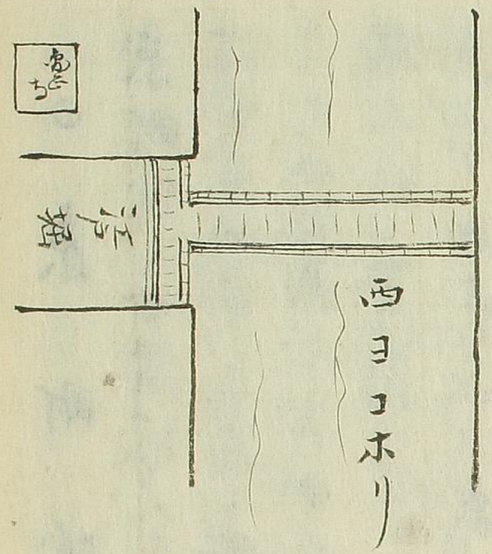

せんば

法古之西横堀之蓮橋筋より江戸堀へ岡の
ちく擡木の形りよ橋と成候て擡木橋
呼ぶ

後世之蓮橋筋の橋を
すこし西へ筋違ひよりけ
ち橋ハ筋違橋と更め
江戸堀へ成る小橋之
古名と申ふ擡木橋
ハ二橋之分てり
年月未考

○京町堀

京町堀と世俗依ゐんおりと呼び却てそのいはれを
往古京町堀三丁目に依ゐん医師兵衛といふ人住居
して小紙抄手十人の内なりしが以前は
依ゐん堀と以て別に世のうち依ゐん医師兵衛の先祖
といふは豊臣家の武人寺田某とて太閤の御
傍にて勤仕なせし籠臣なりしが花やかに
んで勤仕も懶く若之由にて町人の身となり
生涯をおくりける　卿に事りし故枚方の戦
労を思ひ遣て来迎に御許容ありしより世をん
安く町人となく依みに住居しけるに大坂の

落城に御当の御ゆかりの事やありけり
苗刀免もあらぬに然れども仍て株入
すなはし　大坂の上町にあり後に町人となり
なかにも武家同様にて屋敷ある武士と
町人の間ならで呼後間々と名家なるも
結なりしがその子孫兵衛といふいはれ
医師兵衛と呼へるなり　御当家の御治世となり
しより大坂京町堀三丁目に住し小紙抄手本寺
の役義を勤め依ゐん医師兵衛といふ其子孫今
江戸おり四丁目に住して書家を業とします
本流の奥曲を好んで　抗事栗間戸と

[illegible]り[illegible]民[illegible]と勅[illegible]
延宴の[illegible]くもや元禄の雅[illegible]
延宴の少[illegible]年[illegible]
小[illegible]　大[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
平[illegible]所　小[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　伊丹[illegible]性有　[illegible]　[illegible]
[illegible]　大[illegible]　天[illegible]利[illegible]
[illegible]麻[illegible]の[illegible]と[illegible]と大[illegible]
[illegible]の[illegible]年[illegible]の[illegible]
人の[illegible]今[illegible]所名[illegible]

[illegible]利[illegible]元禄年中赤穂の民士大石
氏の[illegible]四十七人[illegible]の調度を引
[illegible]
[illegible]人の[illegible]

○信濃所地義會

西横須賀[illegible]所信濃所の辺毎年十月廿三日
廿四日地義会造り[illegible]
法人[illegible]地義会の[illegible]
年日[illegible]

[illegible]人[illegible]もあり　市中の所々に石仏の
地蔵尊と上古聖庵なる[illegible]地より[illegible]の地
蔵と[illegible]と後世[illegible]
近年地蔵尊[illegible]
尊敬すれども[illegible]霊験[illegible]
[illegible]の尊像[illegible]白雲[illegible]
勅[illegible]甲冑[illegible]馬上の尊像[illegible]
[illegible]文[illegible]
[illegible]

○敷屋町　長泉

阿波産[illegible]橋[illegible]敷屋町より例年[illegible]月
上の[illegible]日[illegible]
火[illegible]

拾遺愚草集大成 之巻手

早稲田大学図書館
011688998605